

# 台湾・韓国租税協定が2024年1月1日正式に発効 両国企業の租税負担の軽減と租税安定性の向上を図る

2021年11月17日に署名が完了した"所得税の二重課税防止及び脱税防止協定"(以下"台韓租税協定")が2023年12月27日に発効、2024年1月1日から正式に適用されました。台韓租税協定が発効したことで、両国の租税政策は新たな節目を迎え、両国企業間の租税負担の軽減と租税安定性の向上が可能となりました。

台韓租税協定の発効前、韓国企業が配当金、利息 及びロイヤリティを台湾企業に支払う場合、適用さ れる源泉徴収税率はすべて22%(地方所得税を含 む)でした。台韓租税協定の発効後、上記投資所得 に適用される源泉徴収税率が10%に引下げられます。 投資所得に上限源泉税率が適用可能となるほか、 その他各種所得(例:事業所得、財産取引所得、個 人役務所得等)に適用できる減税・免税措置も提供 されます。例えば、台韓和税協定の発効前、台湾企 業が韓国企業に支払う技術サービス報酬について、 支払時に20%の源泉税を徴収しなければなりません でした。台韓租税協定の発効後、当該技術サービス 報酬が韓国企業の事業所得に属し、かつ韓国企業 が台湾で台韓租税協定に規定する恒久的施設(PE) を構成していない場合、台韓租税協定の事業所得 規定に基づき、所得税免除の適用を申請することが できます。

今回の台韓租税協定は2024課税年度から適用され、源泉徴収税(例:配当金、利息及びロイヤリティ)は2024年1月1日以降に決議された配当金及び発生する費用に適用されます。台韓租税協定は過去に遡及して適用することはできません。台湾企業の台韓租税協定の優遇源泉徴収税率適用に際しては、韓国企業との取引発生時点にご留意ください。

台湾企業は韓国とのクロスボーダー取引に、台韓 租税協定の所得減免優遇の適用申請が可能か否 かを評価するほか、グループ組織の構造を再検討 することが考えられます。特に台湾企業が第三地点 を経由して韓国子会社に投資している場合、直接台 湾の親会社が保有することで、韓国子会社から配 当金を送金する際に、台韓租税協定の優遇源泉徴 収税率を適用することができると考えられます。また、台韓租税協定に基づく相互協議手続により、所 得税協定の適用から派生する問題を解消する、または事前に二国間(多国間)事前確認制度を申請 することで、台韓租税協定を適切に利用して二重課 税のリスクや租税の不確実性を効果的に軽減する ことができます。

#### 作者

### 税務投資部

パートナー 林棠妮

シニアマネージャー 陳鈺雯



# **KPMG Taiwan Network**

# 台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區 信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)

F +886 2 8101 6667

# 新竹事務所

新竹市 300091 東區 科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955

F +886 3 563 2277

# 台南事務所

台南市 700002 中西區 民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988

F +886 6 6229 3326

# 台中事務所

台中市 407059 西屯區 文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168

F +886 4 2259 0196

# 高雄事務所

高雄市 801647 前金區 中正四路 211 號 12 樓の6

T +886 7 213 0888

F +886 7 271 3721

# **Contact us**

#### **Partner**

#### 李 宗霖

# Partner

**T** +886 2 8101 6666 内線:02337 **E** johnnylee@kpmg.com.tw

#### 林 琇宜

#### **Partner**

T +886 2 8101 6666 内線:02587 E slin1@kpmg.com.tw

# 陳 彦富

#### **Partner**

T +886 2 8101 6666 内線:02909 E byronchen@kpmg.com.tw

# 友野 浩司

#### **Partner**

T +886 2 8101 6666 内線: 06195 E kojitomono@kpmg.com.tw

### 柯 有聰

#### **Partner**

T +886 2 8101 6666 内線:16592 E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

# 蔡 文惠

#### Partner

T +886 2 8101 6666 内線: 00584 E etsai@kpmg.com.tw

# 登記部門

会社設立、VISA申請

# 李 美儀

#### 協理

T +886 2 8101 6666 内線:02340 E migilee@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

#### 坂本 幸寬

T +886 2 8101 6666 内線:19065 E yukihirosakamoto1@kpmg.com.tw

# 平野 健史

T +886 2 8101 6666 内線:19794 E thirano1@kpmg.com.tw

# kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2024 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public 発行責任者:陳彥富統括 / KPMG台湾







